

4-4_機能要件_固定資産税

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
1. 土地管理					
1.1. 土地登記情報マスタ管理					
1.1.1.	<p>土地登記情報管理</p> <p>土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。 同一の地番に複数の土地登記情報がある場合には区別して管理（設定・保持・修正）できること。 課税台帳上で年度管理ができること。</p> <p><土地登記情報> ・不動産番号 ・所在地 ・地番（数字だけでなく漢字（甲、乙、丙など）、半角アルファベット、カタカナ表記に対応できること。） ・地目 ・地積 ・権利者情報（住所、氏名、持分） ・義務者情報（住所、氏名、持分） ・受付番号 ・受付年月日（受付年月日が不詳なものも管理できること） ・登記の目的 ・登記原因年月日（登記済み通知書上の「原因」のうち年月日部分、登記原因年月日が不詳なものも管理できること） ・登記事由（登記済み通知書上の「原因」のうち年月日以外の部分） ・備考 ・地上権設定の有無 ・敷地権の設定の有無 ・敷地権等の割合 ・敷地権割合に相当する区分家屋の建物番号または家屋番号</p>	<p>土地登記情報を課税台帳上で管理（設定・保持・修正）できること。 <土地登記情報> ・地図番号</p>		<p>・権利者＝所有権移転時における新所有者 ・義務者＝所有権移転時における旧所有者 ・同一の地番に複数の土地登記情報がある場合は、所有者からの申請漏れや申請誤り等により法務局の登記簿上、同一の地番に複数の土地が存在する場合があることを指している。なお、法務局の登記簿上、このような矛盾した情報が管理されているケースを、本標準仕様書では「改正不適合」ということとする。</p>	<p>土地登記情報マスタを管理する機能。固定資産税システムで管理する必要のある法務局の登記簿上の各項目について要件化している。主に法務局から課税庁に通知される登記済通知書の各項目である。</p> <p>「地図番号」については、業務上、必要とする地方団体が少数であったことから実装してもしなくても良い機能とした。</p> <p>土地の「特記事項（メモ）」、「国土調査実施年月日」、「国土調査地積」、「国土調査地目」、「現況情報」については、システム上の土地課税台帳の情報として管理する整理とした。</p> <p>同一の地番に複数の土地登記情報がある場合は、所有者からの申請漏れや申請誤り等により法務局の登記簿上、同一の地番に複数の土地が存在する場合があることを指している。なお、法務局の登記簿上、このような矛盾した情報が管理されているケースを、本標準仕様書では「改正不適合」ということとする。それぞれ別の土地として課税するため、区別する必要がある。</p> <p>登記情報の年度管理について、登記情報を重複して管理することになったとしても、システム構成がシンプルであることを優先すべきであること。また、課税台帳において、登記情報を参照する方式にすると、画面表示や証明書発行のたびに経年管理登記情報の中から該当する情報を参照する必要が生じ、システムへの負荷や職員の利便性の観点から適切ではないことから、課税台帳上で年度管理ができることを実装すべき機能としている。</p>
1.1.2.	<p>土地登記情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。</p>				<p>正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。</p>
1.1.3.	<p>法務局からの登記済通知書電子データを取り込み（登記履歴管理システムまたは土地評価システム等の他のシステムを介する場合も含む）、土地登記情報マスタに自動で反映されること。紐付けできない等の理由で自動反映できない場合は手動で反映できること。</p>				<p>登記済通知書の情報を固定資産税システムへ自動反映する機能を要件化したもの。</p> <p>各地方団体の現行運用では、法務局から課税庁に通知される登記済通知書については、紙のみ、紙及び電子データ、電子データでのみ運用がある。本要件は、電子データでの運用を想定している。</p> <p>登記済通知書電子データの取り込みに際しては、登記履歴管理システムまたは土地評価システム等の他のシステムを介する場合も許容している。</p>
1.1.4.	<p>法務局からの登記済通知書電子データを取り込み、土地登記情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。</p>				<p>正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。</p>
1.1.5.		<p>区分所有家屋と当該区分所有家屋の敷地の用に供する土地の納税義務者情報が連動していること。また、区分所有家屋の所有者が変更された場合、自動的に当該区分所有家屋の敷地の用に供する土地の所有者も変更すること。 また、物件ごとに自動連携の可否を選択できること。</p>			
1.1.6.		<p>複数の土地を選択し、一括で所有者を変更できること。</p>			<p>業務効率性を向上させるための機能。</p> <p>土地登記情報については、登記済通知書電子データの取り込み及び土地登記情報マスタに自動で反映する機能があるため、実装してもしなくても良い機能としている。</p>
1.1.7.	<p>閉鎖処理ができること。 閉鎖処理後に閉鎖解除ができること。</p>	<p>登記情報マスタの閉鎖処理を行った際に、課税台帳も自動で閉鎖処理されること。</p>		<p>閉鎖解除については、誤操作を想定したものの。</p>	<p>改正不適合の場合等、登記情報マスタについても手動で閉鎖処理を実施することが想定されるため、本要件は実装すべき機能としている。</p> <p>登記情報として閉鎖した場合に、課税台帳を閉鎖する処理が漏れることを防ぐために、課税台帳も自動で閉鎖処理する機能を要件化している。地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能としている。</p>

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
1.1.8. 分合筆処理	分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）ができること。			<p>分筆・合筆処理とは、以下のような処理を指すもの。なお、以下の処理以外での実装も可とする。</p> <p><分筆処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・元となる筆を選択する。 ・分筆数を選択する。 ・地積を手入力する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目は分筆先へ引き継がれる。 ・元となる筆、分筆した筆が紐づけされること。（分筆した筆同士も紐づけされること。） ・分筆処理の履歴が管理（保持）される。 <p><合筆処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・元となる筆を複数選択する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目を合筆先へ引き継がれる。 ・地積を手入力する。 ・元となる筆は閉鎖される。 ・合筆先となる筆で、元となった筆の履歴が管理（保持）される。 ・合筆処理の履歴が管理（保持）される。 	改正不適合の場合等、登記情報マスタについても手動で分合筆処理を実施することが想定されるため、本要件は実装すべき機能としている。
1.2. 土地（補充）課税台帳管理					
1.2.1. 課税台帳作成	<p>課税台帳は、一筆または一面地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p>賦課決定以降、任意のタイミングで現年度の土地（補充）課税台帳をコピーし、次年度向け土地（補充）課税台帳の作成ができること。</p> <p>誤った修正をした場合にはその取り消しができること。</p> <p><土地（補充）課税台帳情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地登記情報 ・土地現況情報 ・土地評価情報（評価額） ・課税標準額関連情報（固定資産税の課税標準額（負担調整措置の適用がある場合は適用後の額）、課税標準額の特例措置による軽減額、本則課税標準額） ・負担調整措置関連情報 ・税額関連情報（相当税額、減免税額） ・納税義務者情報（共有情報を含む） ・納税義務者区分（登記上の権利者、現所有者、使用者） ・適用する固定資産税の特例類型、根拠、特例率、適用開始年度、適用を受ける地積 ・適用する固定資産税の非課税類型、根拠、適用開始年度、適用を受ける地積 ・適用する固定資産税の不均一課税類型、根拠 ・適用する固定資産税の減免類型、根拠、減免率、適用を受ける地積、適用を開始した日（納期）及び終了した日 ・異動事由及び異動年月日 ・更正事由及び更正年月日 ・メモ ・課税処理保留フラグ ・物件番号（手入力若しくは自動採番いずれの方法によっても付番できること。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従う。） <p>特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。</p> <p>適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。</p> <p>軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること。</p> <p>減免期間を経過した場合に、減免措置が適用されなくなること。</p>	<p>課税台帳は、一筆または一面地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p><土地（補充）課税台帳情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・税額関連情報（軽減税額） ・住居表示 ・区画整理事業地区名称 ・国土調査実施年月日 ・国土調査地積 ・国土調査地目 ・修正予定フラグ ・更正決定日 <p>過年度分の課税標準額については、強制修正できること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・異動事由と異動年月日は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。 ・特例類型については、軽減期間と適用開始年度に基づき、終了年が自動的に算出されること。 ・メモも次年度課税台帳作成時に引き継がれるもの。 	<p>システム上の土地（補充）課税台帳を管理する機能。一筆または一面地ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第24号様式及び第27号様式に掲げる事項）に加え、業務上、管理が必要な項目を要件化している。</p> <p>一筆複数画地の場合において、地方団体の運用上、以下の2通りの管理方法があるが、①と②の間のシステム移行について、データ阻害要因にならないことが確認できたため、仕様書上、①及び②どちらの運用も許容されるものとする。</p> <p>① 1画地ごとに課税台帳を作成 ② 1筆ごとに課税台帳を作成</p> <p>次年度向け土地（補充）課税台帳は、賦課決定以降に作成することとしている。なお、次年度向け土地（補充）課税台帳の作成機能は不要として整理している。</p> <p>「土地登記情報」の各項目については、土地登記情報管理の機能を参照。 「土地現況情報」の各項目については、土地現況情報管理の機能を参照。 「土地評価情報」については、土地評価額算出までの機能は標準仕様書の対象外としているため、仕様書上明記している項目は「評価額」のみ。</p> <p>「納税義務者情報」の各項目については、納税義務者マスタ管理の機能を参照 特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型については、それぞれ別途類型マスタにて作成した類型を課税台帳に登録することを想定している。</p> <p>「異動事由及び異動年月日」は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。</p> <p>課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している。「課税処理保留フラグ」は左記課税処理保留に該当する場合に設定するフラグを指す。</p> <p>「物件番号」について、一つ一つの資産ごとに固有の番号を管理している地方団体が多いため、実装すべき機能としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従うこととした。</p>
1.2.2.	土地（補充）課税台帳情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
1.2.3.		次年度の課税台帳が既に作成されている場合、現年度の課税台帳上の情報を修正した際に、次年度の課税台帳上の情報に自動又は選択して反映できること。			業務効率化のための機能であるが、地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として要件化している。
1.2.4.	納税義務者マスタに保持されている一の納税義務者を選択して、課税台帳上の納税義務者情報を設定・修正できること。				納税義務者マスタを基に、各土地（補充）課税台帳に納税義務者を設定することを想定した機能。
1.2.5.	一の納税義務者に係る特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型の情報を、課税台帳上一括で設定・修正できること。				納税義務者をキーとして一括で特例類型等を設定する場合があるため、要件化している。
1.2.6.	複数の土地を選択し、一括で所有者を変更できること。				複数資産を所有している者が死亡した場合等に、一括で所有者を変更する必要があるため、要件化している。

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由	
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能			
1.2.7.		所有権移転により登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該土地に係る土地課税台帳上の所有者を自動又は選択して更新できること。なお、共有者グループが所有者として設定されている場合は、共有者グループ内の共有者を自動で更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は除く。			業務効率化のための機能であるが、地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として要件化している。	
1.2.8.		区分所有家屋と当該区分所有家屋の敷地の用に供する土地の納税義務者情報が連動していること。また、区分所有家屋の所有者が変更された場合、自動的に当該区分所有家屋の敷地の用に供する土地の所有者も変更すること。また、物件ごとに自動連携の可否を選択できること。				
1.2.9.	未登記土地情報管理	未登記の土地について、未登記フラグを立てた上で、土地登記情報と同項目を管理（設定・保持・修正）できること。			未登記土地については各項目が空欄になることが想定される。	未登記の土地であっても、登記情報と同等の項目を管理する必要があるため、要件化している。
1.2.10.	閉鎖処理	閉鎖処理ができること。 閉鎖処理後に閉鎖解除ができること。			閉鎖解除については、誤操作を想定したものの。	土地が存在しなくなる場合等、土地（補充）課税台帳を閉鎖する必要があるため、要件化している。
1.2.11.	土地現況情報管理	土地現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。 手動で入力できる他、土地（筆又は画地）と家屋が紐づいている場合には、家屋の戸数及び住宅用地認定地積（小規模、一般、非住宅）は自動計算もできること。 <土地現況情報> ・現況地番（未登記の土地又は登記地番とズレが生じている土地の地番管理を実施するため） ・現況地目 ・現況地積 ・家屋の戸数 ・住宅用地認定地積（小規模、一般、非住宅）	土地現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <土地現況情報> ・現況調査年月日 ・都市計画区分（市街化区域、市街化調整区域、非線引き、都市計画区域外、その他） ・都市計画区分の編入年度 ・生産緑地区分（生産緑地、特定生産緑地） ・生産緑地区分の編入年度		土地登記情報とは別に、現況調査等により判明した地積等を登録する必要があるため、要件化している。「現況地番」については、未登記の土地又は登記地番とズレが生じている土地の地番管理を実施するためのもの。 土地（筆又は画地）と家屋の紐づけの機能については、画地関連の紐づけの機能を参照。 「現況調査年月日」については、メモで管理できればよいとする地方団体が多数存在していることから、実装してもしなくても良い機能として要件化している。なお、土地、家屋に係る現況調査のための機能（調査対象の出力機能等）については、評価額算出のための機能であるため、標準化検討対象外である。「生産緑地区分」については、業務上不要とする地方団体も多数いることから、実装してもしなくても良い機能として要件化している。	
1.2.12.	負担調整措置	負担調整措置に関する情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <負担調整措置関連情報> ・下落率 ・前年度（比準）課税標準額 ・負担水準 ・負担調整率 ・宅地比準土地であるかの別	負担調整措置に関する情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <負担調整措置関連情報> ・負担区分		負担調整措置に必要な項目を要件化している。 前段で要件化済みの項目（住宅用地認定地積等）は本要件に記載していない。 負担区分とは、土地における負担水準を、分布ごとに分けてグループ分けしたものの。負担調整措置における計算上は不要だが、データ項目としては必要であるとするもの。地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として整理している。 （例：小規模住宅用地・一般住宅用地では負担水準が100%を超えるか否か、商業地等の宅地・非住宅用地では負担水準が60%未満/60～70%/70%超など。）	
1.2.13.	分合筆処理	分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）ができること。 分筆処理について、分筆される筆を最低でも50筆は一度に入力できること。 合筆処理について、合筆される筆を最低でも50筆は一度に入力できること。	分筆・合筆処理後に税額の再計算が行われていない土地については、システム画面上で確認できること。 確認帳票（チェックリスト）として出力し、紙でも確認できること。 分筆・合筆処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）の際に引き継いだ地目を変更できること。	分筆・合筆処理とは、以下のような処理を指すもの。なお、以下の処理以外での実装も可とする。 <分筆処理> ・元となる筆を選択する。 ・分筆数を選択する。 ・地積を手入力する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目は分筆先へ引き継がれる。 ・元となる筆、分筆した筆は紐づいていること。（分筆した筆同士も紐づくこと。） ・分筆処理の履歴が管理（保持）される。 <合筆処理> ・元となる筆を複数選択する。 ・土地登記情報の各項目のうち、地積以外の項目を合筆先へ引き継がれる。 ・地積を手入力する。 ・元となる筆は閉鎖される。 ・合筆先となる筆で、元となった筆の履歴が管理（保持）される。 ・合筆処理の履歴が管理（保持）される。	土地の分合筆に対応するための機能である。業務効率化のため、分合筆処理で入力できる筆数は最低でも50筆としている。なお、50筆以上の筆数に分筆する場合は、処理を分けて実施する想定である。	
1.2.14.		土地登記情報マスタ上で分合筆処理を行った場合に、次年度課税台帳に手動反映するか自動反映するか選択できること。ただし、登記原因年月日が賦課期日後から次年度課税台帳が作成されるまでの間においては自動反映されないこと。				土地登記情報マスタ上で分合筆処理を課税台帳にも反映させるための機能である。 なお、登記原因年月日が賦課期日後の場合は、反映不要のため、自動反映しないことも記載している。
1.2.15.	仮換地等の設定		土地区画整理事業に伴う仮換地等の設定ができること。 - 仮換地と従前地を設定し、紐づけできること。 - 仮換地・従前地いずれかに課税するか選択できること。 - 保留地を設定できること。 - 保留地について課税するか否か選択できること。			土地区画整理事業を実施していない地方団体も多数存在していることから、実装してもしなくても良い機能として整理している。

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
1.2.16.		CSV等の汎用的な形式のファイルから仮換地、従前地、保留地情報を取り込み、土地課税台帳上の従前地に対応する仮換地、保留地情報を一括で更新できること。			土地地区画整理事業を実施していない地方団体も多数存在していることから、実装してもしなくても良い機能として整理している。
1.2.17.		仮換地の課税台帳を基に換地後の課税台帳を作成できること。			土地地区画整理事業を実施していない地方団体も多数存在していることから、実装してもしなくても良い機能として整理している。
1.2.18	画地関連の紐づけ	複数の筆で画地を形成している場合には、それぞれ紐づけができること。 筆または画地の上に家屋がある場合は、当該筆または画地と家屋がそれぞれ紐づけができること。	土地評価システムと連携し、上記の紐づけ情報を取り込み、一括更新できること。		本機能により、土地と家屋がそれぞれ紐づくことを要件化している。なお、本機能の実装方法については事業者のパッケージに委ねることとしている。（紐づけのためのキー項目等）
1.2.19.	土地評価システム連携（入力）		土地評価システムと連携し、以下の紐づけ設定及び土地評価額を取り込み、一括更新できること。 ・一筆を複数画地とする場合の紐づけ ・複数筆を一画地とする場合の紐づけ ・画地上に家屋がある場合の紐づけ		どのシステムを用いて評価額を算出しているのかは、地方団体によって運用が異なることから、「実装してもしなくても良い機能」として要件化している。
1.2.20	固定資産税に係る課税標準額算出	土地評価情報等に基づき、固定資産税の課税標準額の算出ができること。 平均負担水準を計算できること。 自治体平均負担水準方式だけでなく、類似土地負担水準方式とみなし方式で課税標準額の算出ができること。 負担調整措置が適用される場合には、本則課税標準額と負担調整後の課税標準額の算出ができること。 ※固定資産税システム内に課税標準額の算出機能を実装することを想定しているが、土地評価システム側で同等機能を実装することも可とする。			課税標準額の算出機能を要件化している。類似土地負担水準方式、自治体平均負担水準方式、みなし方式により算出ができることとしている。 なお、負担調整措置に係る詳細の要件は、固定資産税の商業地等に対する減額機能等を参照。
1.2.21.	課税標準額算出に係るチェック	課税標準額の算出の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。			正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
1.2.22.	住宅用地に係る課税標準の特例	手動で入力できる他、複数筆を一画地とした場合、住宅用地に対する課税標準の特例について、筆ごとに地積に基づき自動でも按分できること。			住宅用地に対する課税標準の特例を、筆ごとに自動で按分できる機能を要件化している。
1.2.23.	課税標準額、税額等の試算	現年度及び過年度の固定資産税に係る課税標準額、税額等の試算ができること。			問合せ時や、過年度更正を行う際の確認のための機能を想定しており、当初賦課処理の前のリハーサルを想定した機能ではない。
2. 家屋管理					
2.1. 家屋登記情報マスタ管理					
2.1.1.	家屋登記情報管理	法務局からの登記済通知書に基づき、家屋登記情報を管理（設定・保持・修正）できること。 課税台帳上で年度管理ができること。 <家屋登記情報> ・不動産番号 ・所在地（最低100の所在地を管理できること） ・家屋番号 ・種類 ・構造 ・床面積 ・建築年月日（建築年月日が不詳なものも管理できること） ・受付年月日 ・受付番号 ・1棟の建物番号 ・専有の建物番号 ・建物の名称 ・権利者氏名、住所、持分 ・義務者氏名、住所、持分 ・登記目的 ・登記原因年月日（登記済み通知書上の「原因」のうち年月日部分） ・登記事由（登記済み通知書上の「原因」のうち年月日以外の部分） ・備考 ・敷地権の主たる土地の所在及び地番、地目 ・敷地権の土地の種類、割合			・権利者＝所有権移転時における新所有者 ・義務者＝所有権移転時における旧所有者 家屋登記情報マスタを管理する機能。固定資産税システムで管理する必要のある法務局の登記簿上の各項目について要件化している。主に法務局から課税庁に通知される登記済通知書の各項目である。 「所在地」については、複数の土地に跨る家屋について、最低100以上の所在地を管理できることとした。 「建築年月日」については、不詳の場合があるため、不詳の場合であっても管理できることとした。 課税台帳において、登記情報を参照する方式にすると、画面表示や証明書発行のたびに経年管理登記情報の中から該当する情報を参照する必要が生じ、システムへの負荷や職員の利便性の観点から適切ではないことから、課税台帳上で年度管理ができることを実装すべき機能としている。
2.1.2.		家屋登記情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。			正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由	
	実装すべき機能	実装しなくても良い機能	実装しない機能			
2.1.3.	法務局からの登記済通知書電子データを取り込み（登記履歴管理システムまたは家屋評価システム等の他のシステムを介する場合も含む）、家屋登記情報マスタに自動で反映されること。紐付けできない等の理由で自動反映できない場合は手動で反映できること。				登記済通知書の情報を固定資産税システムへ自動反映する機能を要件化したもの。 各地方団体の現行運用では、法務局から課税庁に通知される登記済通知書については、紙のみ、紙及び電子データ、電子データでの運用がある。本要件は、電子データでの運用を想定している。 登記済通知書電子データの取り込みの際は、登記履歴管理システムまたは家屋評価システム等の他のシステムを介する場合も許容している。 登記済通知書データの仕様により固定資産税システムに取り込む際の精度が落ちている状況であるため、登記済通知書データの各項目及び仕様も含めて、総務省と法務省にて検討している。	
2.1.4.	法務局からの登記済通知書電子データを取り込み、家屋登記情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。	
2.1.5.		複数の家屋を選択し、一括で所有者を変更できること。			業務効率性を向上させるための機能。 家屋登記情報については、登記済通知書電子データの取り込み及び家屋登記情報マスタに自動で反映する機能があるため、実装しなくても良い機能としている。	
2.1.6.	閉鎖事由を設定の上、閉鎖処理ができること。 閉鎖処理後に閉鎖解除ができること。	登記情報マスタの閉鎖処理を行った際に、課税台帳も自動で閉鎖処理されること。		閉鎖解除については、誤操作を想定したものの。	登記情報として閉鎖した場合に、課税台帳を閉鎖する処理が漏れることを防ぐために、課税台帳も自動で閉鎖処理する機能を要件化している。地方団体によって運用が異なることから、実装しなくても良い機能としている。	
2.1.7.	分棟・合棟処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）ができること。			<分棟処理> ・元となる棟を選択する。 ・分棟数を選択する。 ・床面積を手入力する。 ・家屋登記情報の各項目のうち、床面積以外の項目は分棟先へ引き継がれる。 ・分棟処理の履歴が管理（設定）される。 <合棟処理> ・元となる棟を複数選択する。 ・代表となる棟を一つ選択する。 ・代表となる棟の家屋登記情報の各項目のうち、床面積以外の項目について、合棟先へ引き継がれる。 ・床面積を手入力する。 ・元となる棟は閉鎖される。 ・合棟先となる棟で、元となった棟の履歴が管理（設定）される。 ・合棟処理の履歴が管理（設定）される。	登記情報マスタについても手動で分棟処理を実施することが想定されるため、本要件は実装すべき機能としている。	
2.2. 家屋（補充）課税台帳管理						
2.2.1.	課税台帳作成 課税台帳は、一棟ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第25号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。 賦課決定以降、任意のタイミングで現年度の家屋（補充）課税台帳をコピーし、次年度向け家屋（補充）課税台帳の作成ができること。 <家屋（補充）課税台帳情報> ・家屋登記情報 ・家屋現況情報 ・家屋評価情報（評価額） ・課税標準額関連情報（固定資産税の課税標準額、課税標準額の特例措置による軽減額） ・税額関連情報（相当税額、減免税額、軽減税額） ・納税義務者情報（共有情報を含む） ・納税義務者区分（登記上の権利者、現所有者、使用者） ・区分所有情報（持分割合、部屋番号、軽減対象床面積、専有部分の床面積、共用部分の床面積、1棟全体の床面積） ・適用する固定資産税の特例類型、特例率、適用開始年度、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の非課税類型、適用開始年度、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用を受ける床面積 ・適用する固定資産税の減免類型、減免率、適用を受ける床面積、適用を開始した日（納期）及び、終了した日 ・異動事由及び異動年月日 ・更正事由及び更正年月日 ・メモ ・増改築フラグ ・課税処理保留フラグ ・物件番号（手入力若しくは自動採番いずれの方法によっても付番できること。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従う。） 特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。 軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること。 減免期間を経過した場合に、減免措置が適用されなくなること。	課税台帳は、一棟ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第25号様式に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋（補充）課税台帳情報> ・家屋評価情報（1棟全体の評価額） ・タワーマンションの適切な課税に必要な項目 ・住居表示 ・他市町村跨りフラグ ・修正予定フラグ ・更正決定日			・異動事由と異動年月日は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。 ・特例類型については、軽減期間と適用開始年度に基づき、終了年が自動的に算出されること。 ・メモも次年度課税台帳作成時に引き継がれるもの。 ・評価関連機能のうち、多くの地方団体において評価システムではなく固定資産税システムで実現しているもの（経年減点補正など）については、標準化検討対象外であるが、固定資産税システムで実装することも可である。 ・「タワーマンションの適正な課税に必要な項目」の詳細については検討中 ・区分所有家屋においては、一部屋を一棟として扱う運用も可とする。その場合は、同一の区分所有家屋内の各専有部分について、相互に紐づくこと。	システム上の家屋（補充）課税台帳を管理する機能。一棟ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第25号様式に掲げる事項）に加え、業務上、管理が必要な項目を要件化している。 増改築があった場合において、地方団体の運用上以下の2通りの管理方法があるが、①と②の間のシステム移行について、データ阻害要因にならないことが確認できたため、仕様書上、①及び②どちらの運用も許容されるものとする。 ①主屋部分とは別に増改築部分の課税台帳を作成 ②主屋の課税台帳の情報として増改築部分を登録（増改築部分の課税台帳を追加することはしない。） 次年度向け家屋（補充）課税台帳は、賦課決定以降に作成することとしている。なお、次々年度向け家屋（補充）課税台帳の作成機能は不要として整理している。 「家屋登記情報」の各項目については、家屋登記情報管理の機能を参照。 「家屋現況情報」の各項目については、家屋現況情報管理の機能を参照。 「家屋評価情報」については、家屋評価額算出までの機能は標準仕様書の対象外としているため、仕様書上明記している項目は「評価額」のみ。 「納税義務者情報」の各項目については、納税義務者マスタ管理の機能を参照。 特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型については、それぞれ別途類型マスタにて作成した類型を課税台帳に登録することを想定している。 「異動事由及び異動年月日」は、職員が物件の情報を修正した事由とその年月日を確認するための項目。 課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している。「課税処理保留フラグ」は左記課税処理保留に該当する場合に設定するフラグを指す。 「物件番号」について、一つ一つの資産ごとに固有の番号を管理している地方団体が多いため、実装すべき機能としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従うこととした。
2.2.2.	家屋（補充）課税台帳情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。	
2.2.3.		他の家屋の家屋（補充）課税台帳上の情報を複写して、新規に家屋の情報を作成することができること			未登記家屋の場合、類似の家屋情報をコピーした上で、新規に作成することを想定した機能。不要とする地方団体もいるため、実装しなくても良い機能としている。	

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由	
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能			
2.2.4.		次年度の課税台帳が既に作成されている場合、現年度の課税台帳上の情報を修正した際に、次年度の課税台帳上の情報に自動で反映又は選択して反映できること。			業務効率化のための機能であるが、地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として要件化している。	
2.2.5.		非区分所有家屋を区分所有家屋とする場合には、従前の課税台帳を閉鎖し、従前の課税台帳と紐付いた新たな課税台帳を作成でき、また、区分所有家屋を非区分所有家屋とする場合には、従前の課税台帳を閉鎖し、従前の課税台帳と紐付いた新たな課税台帳を作成できること。			非区分所有家屋（一般的な家屋）から、区分所有家屋にすること、又はその逆の処理を想定した機能。地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として整理した。	
2.2.6.		納税義務者マスタに保持されている一の納税義務者を選択して、課税台帳上の納税義務者情報を設定・修正できること。			納税義務者マスタを基に、各家屋（補充）課税台帳に納税義務者を設定することを想定した機能。	
2.2.7.		一の納税義務者に係る特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型の情報を、課税台帳上一括で設定・修正できること。			納税義務者をキーとして一括で特例類型等を設定する場合があるため、要件化している。	
2.2.8.		複数の家屋を選択し、一括で所有者を変更できること。			複数資産を所有している者が死亡した場合等に、一括で所有者を変更する必要があるため、要件化している。	
2.2.9	所有者変更に伴う家屋課税台帳の自動更新		所有権移転により登記情報マスタ上の情報が更新された場合に、新所有者が納税義務者マスタ上に設定されているかを自動で判別し、設定されている場合は、当該家屋に係る家屋課税台帳上の所有者を自動又は選択して更新できること。ただし、賦課決定以降の課税台帳は除く。		業務効率化のための機能であるが、地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として要件化している。	
2.2.10.	未登記家屋情報管理	未登記の家屋について、未登記フラグを立てた上で、家屋登記情報と同項目を管理（設定・保持・修正）できること。			未登記家屋については各項目が空欄になることが想定される。	
2.2.11.	閉鎖処理	閉鎖事由を設定の上、閉鎖処理ができること。閉鎖処理後に閉鎖解除ができること。	登記情報マスタの閉鎖処理を行った際に、課税台帳も自動で閉鎖処理されること。		閉鎖解除については、誤操作を想定したものの。	
2.2.12.	家屋現況情報管理	家屋現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋現況情報> ・ 建築年月日 ・ 建築区分 ・ 登録年月日 ・ 構造 ・ 主たる用途区分 ・ 屋根種類区分 ・ 地上階数 ・ 地下階数 ・ 床面積1階 ・ 床面積1階以外 ・ 専有部分の床面積 ・ 共用部分の床面積 ・ 合計床面積 ・ 減失区分（全部減失、一部減失） ・ 減失年月日 ・ 住宅戸数 ・ 住宅部分の床面積 ・ 貸家区分 ・ 改築年 ・ 一部減失部分床面積 ・ 所在地番（未登記の家屋又は登記地番とズレが生じている家屋の地番管理を実施するため） ・ 所在地（最低でも100の所在地を管理できること）	家屋現況情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <家屋現況情報> ・ 現況調査年月日 ・ 市街化区域・市街化調整区域・非線引き・都市計画区域外・自治体独自の区分 ・ 行政界をまたぎ、評価を市ごとに分けているフラグ ・ 現況調査年月日 ・ 建物全体の用途区分	・ 各項目について空欄とすることも可能であること。 ・ 登記情報における「種類」が、現況情報においては「主たる用途区分」に該当する。 ・ 「経年減点補正率の適用区分としての用途」等の評価額計算に係る情報について、標準化検討対象外であるが、固定資産税システムで実装することとしてもよい。	家屋登記情報とは別に、現況調査等により判明した床面積等を登録する必要があるため、要件化している。「所在地番」については、未登記の家屋又は登記地番とズレが生じている家屋の地番管理を実施するためのもの。 土地（筆又は画地）と家屋の紐づけの機能については、画地関連の紐づけの機能を参照。 「現況調査年月日」については、地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として要件化している。なお、土地、家屋に係る現況調査のための機能（調査対象の出力機能等）については、評価額算出のための機能であるため、標準化検討対象外である。 「建物全体の用途区分」とは、2以上の用途の家屋に対して家屋（補充）課税台帳を用途ごとに分けて作成している場合に、いずれの家屋（補充）課税台帳に設定された用途が、当該家屋を1棟全体で見た場合の用途であるかを管理するための項目。（下記例の②の場合に必要となる項目） 例：1階部分が事務所（50㎡）、2階部分が居宅（50㎡）である家屋（主な用途は事務所とした場合）について ①事務所部分と居宅部分で併せて1つの家屋（補充）課税台帳を作成し、課税台帳の「用途」は事務所を設定する。 ②事務所部分と居宅部分でそれぞれ家屋（補充）課税台帳を作成し、課税台帳の「用途」はそれぞれ設定する。その上で、当該家屋を1棟全体で見た場合の用途を事務所として設定する。 複合用途家屋における経年減点補正率のかけ方が、「1棟全体で見た場合の用途によりかける方法」と「複合用途家屋のうち、用途が異なる部分ごとにかける方法」があり、家屋（補充）課税台帳をどの単位で作成するのかが団体によって異なることから、本機能について「実装してもしなくても良い機能」として整理した。 「行政界をまたぎ、評価を市ごとに分けているフラグ」については、現行メモ管理としている地方団体もいるため、実装してもしなくても良い機能として整理した。	
2.2.13.		主棟と附属棟を設定し、紐づけできること。			-	
2.2.14.	分棟処理	分棟・合棟処理（誤った処理を行った場合には、その取り消し）ができること。			<分棟処理> ・ 元となる棟を選択する。 ・ 分棟数を選択する。 ・ 床面積（1階・1階以外）を手入力する。 ・ 家屋登記情報及び家屋現況情報の、「床面積（1階・1階以外）」以外の項目は分棟先へ引き継がれる。 ・ 分棟処理の履歴が管理（設定）される。 <合棟処理> ・ 元となる棟を複数選択する。 ・ 家屋登記情報及び家屋現況情報の、「床面積（1階・1階以外）」以外の項目を合棟先へ引き継がれる。 ・ 床面積（1階・1階以外）を手入力する。 ・ 元となる棟は閉鎖される。 ・ 合棟先となる棟で、元となった棟の履歴が設定される。 ・ 合棟処理の履歴が設定される。	-
2.2.15.	家屋評価システム連携（入力）		家屋評価システムと連携し、家屋評価情報を取り込み、一括更新できること。		どのシステムを用いて評価額を算出しているのかが、地方団体によって運用が異なることから、「実装してもしなくても良い機能」として要件化している。	

機能名称		標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
		実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
2.2.16.	固定資産税の課税標準額算出	評価情報及び課税標準額関連情報により、課税標準額の算出ができること。				
2.2.17.	課税標準額算出に係るチェック	課税標準額の算出の際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
2.2.18.	課税標準額、税額等の試算	現年度及び過年度の固定資産税に係る課税標準額、税額等の試算ができること。				問合せ時や、過年度更正を行う際の確認のための機能を想定しており、当初賦課処理の前のリハーサルを想定した機能ではない。

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
3. 償却資産管理					
3.1. 償却資産課税台帳管理					
3.1.1. 課税台帳作成	<p>償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式、別表1、別表2に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p><償却資産課税台帳情報></p> <ul style="list-style-type: none"> 申告情報 申告内容確認調査結果情報 増加償却率情報 税額関連情報（相当税額、減免税額） 納税義務者情報（共有情報を含む） 申告書等の発送情報 一品ごとの適用する特例類型、特例率、適用開始年度 一品ごとの適用する非課税類型、適用開始年度 適用する固定資産税の不均一課税類型 一品ごとの適用する減免類型、減免率、適用を開始した日及び終了した日 更正事由及び更正年月日 申告受付日 申告区分（全資産申告、増減資産申告） 電算処理フラグ サマリ入力フラグ 申告種類（書面、eLTAx） 管理方法区分（資産なし、廃業等（市外転出も含む。）、新規） 価格決定区分（市町村、総務大臣、都道府県知事、その他） 課税区分（申告、みなし課税、推計課税） 償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき作成停止フラグ プレ申告データの作成停止フラグ 1/1（元旦）取得フラグ 課税処理保留フラグ 資産増減区分（増減あり、増減なし） 催告書発送情報 一品ごとの登録年度（入力時に自動登録されること） メモ 対応経過の記録 物件番号（手入力若しくは自動探番いずれの方法によっても付番できること。なお、自動探番の探番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の探番ルールに従う。） 	<p>償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p><償却資産課税台帳情報></p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模の償却資産フラグ（新設大規模償却資産含む） 修正予定フラグ 更正決定日 <p>課税区分については、一括入力できること。</p> <p>申告年月日が未設定の場合に、自動で課税区分がみなし課税と設定されること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 申告受付日により、申告有無が画面上で確認できること。 申告受付日により、修正申告の有無が画面上で確認できること。 申告内容により、資産の増減が画面上で確認できること。 課税標準額により、免税点以上又は免税点未満が画面上で確認できること。 特例類型について、軽減期間と適用開始年度に基づき、終了年が自動的に算出されること。 事業用家屋の所有区分について、空欄でも可とする。 メモも次年度課税台帳作成時に引き継がれるもの。 <p>電算処理とは、納税義務者が所有する全ての償却資産について、評価額等まで計算して申告する処理方式のこと。</p> <p>サマリ入力とは、種類別明細書を登録せずに、償却資産申告書のみを登録すること。</p>	<p>システム上の償却資産課税台帳を管理する機能であり、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式、別表1、別表2に掲げる事項）に加え、業務上、必要な項目を管理できることとしている。</p> <p>「申告内容確認調査結果情報」の各項目については、申告内容確認調査結果情報管理の機能を参照。</p> <p>「増加償却率情報」の各項目については、増加償却率管理の機能を参照。</p> <p>「納税義務者情報」の各項目については、納税義務者マスタ管理の機能を参照。</p> <p>「申告書等の発送情報」の各項目については、申告書発送情報管理の機能を参照。</p> <p>特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型については、それぞれ別途類型マスタにて作成した類型を課税台帳に登録することとしている。</p> <p>「催告書発送情報」の各項目については、未申告事業者催告処理の機能を参照。</p> <p>「種類別明細書を登録せずに、償却資産申告書のみを登録するフラグ」を設定することで、一品ごとの特例類型を設定した場合であっても、賦課処理時には反映しないことができる。</p> <p>「償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき作成停止フラグ」、「プレ申告データの作成停止フラグ」については、申告書発送情報管理の機能に記載している条件により、設定できることとしている。</p> <p>「1/1（元旦）取得フラグ」について、1月1日取得分の資産は前年度取得分として減価償却を行うため、要件化している。</p> <p>課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している。「課税処理保留フラグ」は左記課税処理保留に該当する場合に設定するフラグを指す。</p> <p>「物件番号」について、一つ一つの資産ごとに固有の番号を管理している地方団体が多いため、実装すべき機能としている。なお、自動探番の探番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の探番ルールに従うこととした。</p> <p>「特記事項（メモ）」は償却資産課税台帳単位のメモ。</p> <p>「対応経過の記録」は苦情のみならず、電話での確認事項や税務調査等で判明したことを記載するもの。</p>
3.1.2.	<p>特例率及び減免率については、選択した特例類型、減免類型ごとに、あらかじめ設定された割合が自動入力されることとする。</p> <p>適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。</p> <p>軽減期間を経過した場合に、特例措置が適用されなくなること。</p> <p>減免期間を経過した場合に、減免措置が適用されなくなること。</p> <p>作成停止フラグについては、償却資産申告書・種類別明細書・申告はがきごとに個別及び一括で設定できること。</p>				
3.1.3.	<p>償却資産課税台帳情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。</p>				<p>正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。</p>
3.1.4.		<p>一品情報について、新規入力を行う場合に、類似した一品情報を複数選択又は全選択し、複写し設定することができること。</p> <p>また、類似する資産を所有する納税義務者の一品情報から、複数選択又は全選択し、複写し設定することができること。</p>			<p>一品情報の入力時の業務効率化のための機能であるが、地方団体の規模により運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として整理した。</p>
3.1.5.	<p>資産一品を複数選択又は全選択し、一品ごとの課税台帳上の情報を管理（修正）できること。</p>				<p>納税義務者が法人である場合等に、合併等により所有者が変更になったとき際、所有する資産を複数選択又は全選択し、一品ごとの課税台帳上の情報を管理（修正）できることとする。</p>
3.1.6.	<p>納税義務者マスタを基に、課税台帳上の納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。</p>				<p>納税義務者マスタを基に、各課税台帳に納税義務者を設定することができることとする。納税義務者マスタを基に、各課税台帳に納税義務者を設定することを想定した機能。</p>
3.1.7.	<p>一の納税義務者に係る特例類型、非課税類型、不均一課税類型、減免類型の情報を、課税台帳上一括で設定・修正できること。</p>				<p>納税義務者をキーとして一括で特例類型等を設定する場合があるため、実装すべき機能としている。</p>
3.1.8.	<p>賦課決定以降、任意のタイミングで現年度の償却資産課税台帳をコピーし、次年度向け償却資産課税台帳を作成できること。その際、現年度申告有の償却資産課税台帳のみをコピーするか、現年度申告有・無の償却資産課税台帳どちらもコピーするか選択できること。</p> <p>また、現年度の償却資産課税台帳上の評価額及び減価残存率を自動で更新し、次年度向け償却資産課税台帳に設定できること。</p> <p>さらに、廃業や資産譲渡等により申告すべき資産を所有しなくなった事業者については、次年度向け償却資産課税台帳を作成しないようにできること。</p>				<p>地方団体によって、現年度申告の有無で、現年度の償却資産課税台帳をコピーして、次年度の償却資産課税台帳を作成するかどうか運用が分かれるため、選択できる機能としている。</p> <p>また、評価額、減価残存率を自動で更新できることとしている。</p>
3.1.9.	<p>次年度向け償却資産課税台帳の情報を基に償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき・種類別明細書（閲覧用）が作成できること。</p> <p>作成にあたっては以下の条件を選択できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得価額の印字有無 次年度向け課税台帳の情報を基に仮算定した評価額、決定価格、課税標準額について、それぞれの印字有無 				<p>次年度向け償却資産課税台帳作成の機能により作成した償却資産課税台帳を基に、償却資産申告書、種類別明細書、申告はがきを作成できることとしている。</p> <p>取得価額等の印字有無について、地方団体の運用が異なるため、選択できることとしている。</p>
3.1.10.	<p>次年度向け償却資産課税台帳の情報を基に償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき・種類別明細書（閲覧用）が一括で作成できること。</p> <p>作成にあたっては以下の条件を選択できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取得価額の印字有無 次年度向け課税台帳の情報を基に仮算定した評価額、決定価格、課税標準額について、それぞれの印字有無 				<p>同上</p>

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
3.1.11.	償却資産申告書の印刷時に個人番号の表示有無（*****とするかどうか）を選択できること。ただし、登録がされていない場合には空欄とすること。 外部印刷委託用データにおいて、個人番号の登録がある場合は「*****」を表示する。				償却資産申告書の印字項目として、個人番号の記載があるが、申告書を印刷し、納税義務者へ送付する際には伏字とする対応を行うため、実装すべき機能としている。
3.1.12.	申告書発送情報管理 償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき・プレ申告データ・種類別明細書（閲覧用）の発送情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <申告書等の発送情報> ・ 発送日 ・ 発送/停止希望情報 ・ 前年の発送/停止希望情報 ・ 発送物情報（償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき・プレ申告データ・種類別明細書（閲覧用）の別）				納税義務者ごとに発送物が異なるため、それを管理することとしている。
3.1.13.	償却資産申告書・種類別明細書・申告はがき・プレ申告データ・種類別明細書（閲覧用）について、以下の条件を指定し、発送物別に送付停止処理ができること。 <送付停止条件> ・ 前年度の課税標準額が一定額以下の場合 ・ 廃業や資産譲渡等により申告する資産がない場合 ・ 発送/停止希望情報 ・ プレ申告データを作成した納税義務者の場合、紙の申告書等を作成しないこと				一定の条件により、発送物の送付停止を判別しているため、その条件を記載している。「前年度の課税標準額が一定額以下の場合」については、前年度の課税標準額が一定額以下の事業者には申告書を送付しない運用等を実現するための条件である。なお、課税標準額が一定額以下の条件については、地方団体において、課税標準額を設定できることとしている。
3.1.14.	申告情報の電子データ（ハンチデータやOCRデータ）の取り込みができること。 取り込んだ申告情報を、現年度の償却資産課税台帳に一括で反映できること。反映に際して前年度の償却資産課税台帳との差分が表示され、確認できること。				申告情報の電子データ（ハンチデータやOCRデータ）を大量処理する際に、バッチ処理等で固定資産税システムに取り込む運用を行っているため、実装すべき機能としている。
3.1.15.	申告情報の電子データ（ハンチデータやOCRデータ）の取り込み、現年度の償却資産課税台帳情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
3.1.16.	複数年にわたる更正の際は、現年（または過去年）に登録した情報を基に他年度へ複写登録できること。				申告漏れ資産等について、一品情報を過去年に複写入力することを想定している。
3.1.17.	電子申告情報登録（eLTA連携） eLTAと連携して、電子申告情報を更新・管理（設定・保持・修正）できること。 修正申告についても取り込むことができること。 資産多数による複数回の分割申告の種類別明細書についても取り込むことができること。 取り込んだ申告情報を、現年度の償却資産課税台帳に一括で反映できること。反映に際して前年度の償却資産課税台帳との差分が表示され、確認できること。				eLTAとの連携を想定した機能。 事業者から複数回申告が行われる場合（修正申告）や、資産多数により分割申告となる場合があることから、実装すべき機能として対応できることとしている。
3.1.18.	eLTAの一括取込でエラーとなった申告情報については、固定資産税システム上に仮登録され、エラーとなった申告書情報を選択して個別に固定資産税システム上で修正して登録できること。修正登録された情報により課税情報の更新ができること。（最新年度の申告入力しようとするエラー分の申告内容が初期表示される、整理番号を自動付番してそれを基に申告エラー修正画面に展開できるなど方式は問わない） 納税義務者情報がない、納税者IDの紐づけができない申告情報についても固定資産税システム上は仮登録を行い、納税義務者情報に納税者IDを登録して再度取込処理を行うことで、課税情報の更新ができること。				eLTAデータの取込後、エラーとなった申告書が否かで業務内容が変わるが、ここではエラーとなった申告書を順々に個別処理で確認していく運用を想定している。 エラーが解消されたのちは、通常の申告書取込と同様に課税登録がされることを定義している。
3.1.19.	電子申告情報に基づき、評価額の再計算ができること。	電子申告情報の評価額と、電子申告情報に基づき固定資産税システムで再計算した評価額を突合できること。			電算処理（納税義務者が所有する全ての償却資産について、評価額等まで計算して申告する処理方式のこと。）の場合であっても、固定資産税システム上で評価額を再計算できることとしたもの。 電子申告情報の評価額と、電子申告情報に基づき固定資産税システムで再計算した評価額の突合機能については、地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として整理した。
3.1.20.	電子申告情報出力（eLTA連携） 次年度向け償却資産課税台帳の情報を基に、プレ申告データを作成できること。				eLTA経由で納税義務者宛に送付するプレ申告データを作成できることとしている。
3.1.21.	申告内容確認調査結果情報管理 申告内容確認調査（電話確認、資料提供依頼、実地調査）結果情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <申告内容確認調査結果情報> ・ 調査日 ・ 確認結果 ・ 調査方法（電話確認、資料提供依頼、実地調査）				申告内容を調査した結果を管理できるとし、「確認結果」については、自由記載欄として、任意に記載できることとしている。
3.1.22.	配分資産管理 大臣配分、知事配分通知に基づき、配分資産の管理（設定・保持・修正）ができること。 大臣配分、知事配分の申告について同一宛名で管理でき、市長決定分と別途処理できること。 大臣配分、知事配分の申告について同一宛名で管理でき、市長決定分と合算して賦課できること。			大臣配分・知事配分・市長決定分については、それぞれ納税通知書を分けて運用することも可能であること。	大臣配分と知事配分の資産については、システム上、市長決定分の資産とは別に管理している地方団体と市長決定分の資産と合算して管理している地方団体に、運用が分かれているため、それぞれ実装すべき機能として整理している。
3.1.23.	増加償却率管理 増加償却率の設定を任意で更新できること。 <増加償却率情報> ・ 増加償却届出フラグ ・ 例外耐用年数適用区分 ・ 適用月数（3つ以上保持できること。） ・ 増加率（3つ以上保持できること。）				適用月数と増加率については、決算月を跨いで増加率が変わる場合も想定されるため、複数保持できることとしている。
3.1.24.	償却資産評価情報管理 償却資産の評価額・決定価格・課税標準額の算出ができること。				評価額、課税標準額、決定価格を算出機能を要件化している。
3.1.25.	事業所別に本社にまとめて価格決定でき、各支社（店）毎の申告データを管理（設定・保持・修正）して合算処理を行えること。				事業所別に申告があった場合でも、本社にまとめて価格決定できる機能であり、各支社（店）で申告されたデータも管理（設定・保持・修正）するとともに、合算処理できる機能も実装すべき機能と整理した。

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
3.1.26.	大規模償却資産管理		地方税法第349条の4及び同法第349条の5の規定（大規模の償却資産及び新設大規模償却資産に対する課税標準の特例等）に基づき、大規模の償却資産及び新設大規模償却資産の課税標準額の算出ができること。		
3.1.27.	取得価額及び評価額の補正	固定資産評価基準第3章第1節十一に基づき、評価額の補正ができること。 また、同節十二の規定に基づき、取得価額の補正ができること。			評価額、取得価額の補正機能を要件化している。
3.1.28.	課税標準額、税額等の試算	償却資産課税台帳上の情報に基づいて、評価額、課税標準額、税額等の試算ができること。	試算結果を保存できること。		納税義務者からの問合せ時や、過年度更正を行う際の確認のための機能であり、当初賦課処理の前のリハーサルを想定した機能ではない。
3.1.29.	耐用年数管理	耐用年数の変更に対応できること。（誤謬訂正・法令変更）			制度改正等により、耐用年数の変更があった場合に、対応できることとしている。
4. 納税義務者管理					
4.1. 納税義務者マスタ管理					
4.1.1.	納税義務者マスタ管理	一の納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <納税義務者情報> ・宛名情報 ・個人番号・法人番号 ・納税者ID（eLTAX） ・振替口座情報（カナ氏名、口座番号）（保持ではなく、宛名システムまたは収納システムから参照できること） ・宛名に係る異動日、届出日及び異動事由 ・課税処理保留フラグ（課税保留の該当の有無） ・閉鎖フラグ（納税義務者情報の閉鎖の有無） ・代理人等情報（肩書（納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、その他）、氏名、住所、電話番号、特記事項（メモ）） ・納税通知書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（納税義務者、納税管理人、相続人代表者、法定代理人、担当税理士、担当支社）） ・償却資産申告書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（納税義務者、納税管理人、相続人代表者、法定代理人、担当税理士、担当支社）） ・メモ	一の納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <納税義務者情報> ・生活保護フラグ（生活保護を受けているかの有無） ・汎用的なフラグ	・償却資産申告書等送付先情報は、納税通知書等送付先情報と送付先が異なる場合にのみ設定するもの。 ・固定資産税システム内に納税義務者マスタ機能を実装することを想定しているが、宛名システム側で同等機能を実装することも可とする。 ・宛名システムから宛名情報を連携している場合においては、宛名システムの全件データ（納税義務者以外の個人または法人のデータを含む。）を納税義務者マスタに設定することも可とする。	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳に登録する納税義務者情報のマスタとして管理する項目を要件化している。 課税処理保留とは、各地方団体において行われている、課税客体に係る情報が不明である等の場合に課税処理を保留することを想定している。「課税処理保留フラグ」は左記課税処理保留に該当する場合に設定するフラグを指す。 「生活保護フラグ」については、地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として整理している。
4.1.2.	納税義務者情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
4.1.3.	住民記録システム・宛名システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を一括更新できること。 宛名情報の更新については、自動更新と手動更新を選択できること。 <宛名情報> ・宛名番号 ・個人・法人の別 ・氏名・名称 ・氏名カナ・名称カナ ・郵便番号・住所・所在地 ・生年月日・設立年月日 ・死亡年月日・閉鎖等年月日（事業終了、廃業、合併） ・性別 ・電話番号 ・支援措置情報・要注意情報 ・住民記録システム ・屋号 ・屋号カナ	住民記録システム・宛名システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を一括更新できること <宛名情報> ・転出先住所（予定）	性別については、空欄とすることも許容する。	固定資産税システムで必要とする宛名情報を要件化している。 各項目については、業務共通要件の宛名情報に則る。	
4.1.4.	住民記録システム・宛名システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
4.1.5.	納税義務者マスタが更新された場合、①賦課決定前の課税台帳については課税台帳上の納税義務者情報も自動で更新され、②賦課決定後の課税台帳については課税台帳上の納税義務者情報を自動で反映するかしないかについて地方団体毎に選択できること。				賦課期日後の課税台帳の情報については、地方団体によって運用が異なることから、更新するか否かを地方団体が選択できることとしている。
4.1.6.		現年度の課税台帳を複写して、次年度の課税台帳を作成する際に、現年度の相続人代表者又は相続人を次年度の共有代表者又は納税義務者として一括設定できること。			現年度において、納税義務者である者が死亡した場合は、その相続人を現年度の課税台帳に設定することとなるが、次年度においても所有権移転登記がされていなければ、現年度の課税台帳に設定している相続人を次年度の課税台帳に納税義務者として一括で設定できる機能である。 死亡した登記名義人からの所有権移転がなされていない場合における次年度の納税義務者の決定に関する取扱いは、地方団体によって運用が異なることから、「実装してもしなくても良い機能」として要件化している。

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
4.2. 共有者管理					
共有者管理	複数の個人または法人（以下、「共有者」という。）が同一の固定資産を共有（区分所有を含む。）している場合、納税義務者マスタ上、共有者グループごとに、共有情報を管理（設定・保持・修正）できること。 各共有者について、それぞれの納税義務者情報と紐づいていること。 共有持分または一部共有者が不明の場合であっても設定できること。 共有者の人数は、紐づいた各共有者の人数に基づき自動算出されること。一部共有者が不明の場合も想定されるため、手入力での人数を変更できること。 他の共有者グループの情報を複製して、新規に共有者グループを作成することができること。	複数の個人または法人（以下、「共有者」という。）が同一の固定資産を共有（区分所有を含む。）している場合、納税義務者マスタ上、共有者グループごとに、共有情報を管理（設定・保持・修正）できること。		異動年月日、異動事由とは、共有構成員の中で、特定の者のみの所有権移転があった場合を想定したもの。	固定資産税については、同一の固定資産を複数の者で共有することもあるため、同一の固定資産を所有する共有者どうしを紐付けて、共有者グループを作成できることとしている。 特定共有土地について、共有者管理機能の共有情報において「共有区分（一般共有、区分所有）」及び「当該共有者グループが所有する資産ごとの各共有者の持分割合（登記持分、現況持分）」を「実装すべき機能」として要件化しており、管理可能である想定。なお、特定共有土地とは、その土地に存する区分所有家屋の専有割合と同じ割合により共有された土地のことをいう。 「納税通知書等発行対象フラグ」により、共有者グループのうち、一部の者に対して納税通知書を送付する場合等に対応できることとしている。 「共有区分（相続共有）」、「区分所有に係る部屋番号」、「代表者のフラグの適用期間」については、地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として整理している。
4.2.1.	<共有情報> ・共有区分（一般共有、区分所有） ・代表者のフラグ ・当該共有者グループが所有する資産ごとの各共有者の登記持分割合及び現況持分割合 ・納税義務者番号 ・異動年月日 ・異動事由 ・共有者の人数 ・納税通知書等発行対象フラグ	<共有情報> ・共有区分（相続共有） ・区分所有に係る部屋番号 ・代表者のフラグの適用期間			
4.2.2.	共有情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
5. 特例・非課税類型マスタ管理					
5.1. 特例・非課税類型マスタ管理					
特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率50%、後半の2年度分は特例率25%といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ50%、50%、25%、25%と設定できること。）			主な特例の種類については、システム上にあらかじめ設定されていることも可とする。	特例の種類をマスタとして作成するための機能。
5.1.1.	<特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考				
非課税類型マスタ	固定資産税について、非課税の種類ごとに非課税関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。			主な非課税の種類については、システム上にあらかじめ設定されていることも可とする。	非課税の種類をマスタとして作成するための機能。
5.1.2.	<非課税関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・名称 ・対象年度 ・非課税期間 ・備考				
6. 賦課処理					
6.1. 税率等の設定					
固定資産税の税率設定	固定資産税の税率を設定できること。				
6.1.1.					
固定資産税に係る不均一課税の種類ごとに固定資産税不均一課税情報を設定できること。 <固定資産税不均一課税情報> ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・名称 ・税率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考			「対象年度、軽減期間とは、「〇〇までに取得した固定資産について、△△年度分の課税標準を1/2とする。」との特例があった場合に、「〇〇まで」が対象年度、「△△年度分」が軽減期間となります。」	不均一課税の種類をマスタとして作成するための機能。	
6.1.2.					
6.1.3.	土地、家屋、償却資産毎に免税点を設定できること。				
6.1.4.	条例に基づき、納期限を設定できること。				
6.2. 名寄処理					
名寄処理	当年度の名寄処理を行い、納税義務者又は共有者グループごとに名寄情報が管理（設定・保持・修正）できること。 更正処理後は、以下の情報が再計算されること。 類型ごとの減免額については、強制修正できること。	当年度の名寄処理を行い、納税義務者ごとに名寄情報が管理（設定・保持・修正）できること。		・「納税通知書発送日」とは、納税通知書を発送した日 ・「賦課決定日」とは、名寄処理を行い、名寄情報を修正した日	賦課処理を行うため、納税義務者又は共有者グループごとに名寄した情報を管理できることとしている。 「返戻者情報」の各項目については、共通要件を参照。 「類型ごとの減免額」については、地方団体によってはシステム上計算が困難な減免制度を定めていることが想定されるため、強制修正できることを実装すべき機能としている。 「納税通知書発送日」、「賦課決定日」を名寄情報として管理することについては、地方団体によって運用が異なることから、実装してもしなくても良い機能として整理している。
6.2.1.	<名寄情報> ・土地課税（補充）台帳上の課税標準額の総額 ・家屋課税（補充）台帳上の課税標準額の総額 ・償却資産課税台帳上の課税標準額の総額 ・上記の総額 ・固定資産税の税額特例措置による軽減額 ・固定資産税額（当初賦課処理後の税額及び更正後の税額） ・適用を受ける減免の種類、類型ごとの減免額 ・返戻者情報 ・納付済額（収滞納システムから受け取る連携情報） ・差引納付額（収滞納システムから受け取る連携情報） ・納期限 ・期別税額	<名寄情報> ・納税通知書発送日 ・賦課決定日			

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由	
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能			
6.2.2.		名寄情報を管理（設定・修正）する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
6.3. 当初賦課処理						
6.3.1.	固定資産税当初賦課処理	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の賦課期日時点の情報を基に、当初賦課処理（法令の規定に基づいた税額計算・期別税額計算が実施され、計算結果が名寄帳に設定される）ができること。				
6.3.2.		当初賦課処理をする際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
6.4. 負担調整措置						
6.4.1.	固定資産税の商業地等に対する減額機能	地方税法附則第21条の規定による減額措置について、課税標準となるべき価格に乗じる割合を設定できること。				-
6.4.2.	固定資産税の住宅用地等に対する減額機能	地方税法附則第21条の2の規定による減額措置について、前年度の課税標準額に乗じる割合を設定できること。				-
6.5. 更正（税額変更）処理						
6.5.1.	更正処理	土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の異動入力後の情報を基に、更正処理（法令の規定に基づいた税額再計算が実施され、再計算結果が名寄帳に設定される）ができること。				-
6.5.2.		更正処理をする際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。				正確な処理に必要なチェックを実施し、エラー及びアラートとして出力する機能を実装すべき機能としている。
6.5.3.			選択した年度分の課税台帳上の情報を一括して更正処理できること。			一括ではなく、年度ごとに更正処理を行うため、本機能は不要とする地方団体もあり、実装してもしなくても良い機能として整理している。
6.5.4.		減免について、期割、月割のどちらにも対応することができ、期別、月別の減免額を自動で算出できること。				減免については、各地方団体の条例に規定されており、期割又は月割については、地方団体によって運用が異なるため、どちらも対応できることとしている。
6.5.5.		更正処理に際して、期別税額が再計算されること。その場合、到来済みの納期限に係る期別税額ではなく、未到来の納期限に係る期別税額が変更されること（税額がゼロとなるなど、到来済みの納期限に係る期別税額の変更が避けられない場合を除く。）。				期別税額の再計算時の条件を記載している。到来済みの納期限に係る期別税額を更正処理時に変更した場合、事務処理が煩雑になるため、未到来の納期限に係る期別税額を優先して変更することとしている。
6.6. 調査課税処理（償却資産）						
6.6.1.	未申告事業者抽出	前年度の申告情報を基に、未申告事業者を抽出し、リスト等で確認できること。納税通知書を発行済みの事業者については、未申告事業者の抽出対象外とできること。	前年度において事業所別に申告を受け付けている場合、当年度においても各事業所の申告状況を確認できること			償却資産の未申告事業者を抽出するための機能であり、抽出したものはリスト等で確認できることとしている。
6.6.2.	前年申告漏れ資産抽出	本年申告情報を基に、前年申告漏れの資産を抽出できること。				更正処理の必要性を確認するための機能。
6.6.3.	未申告事業者催告処理	抽出した未申告事業者に対し、催告書を作成できること。催告書の発送情報の管理（設定・保持・修正）ができること。 <催告書発送情報> ・ 発送履歴 ・ 発送有無 ・ 発送日 ・ 催告日 ・ 発送停止フラグ				償却資産の未申告事業者に対して、催告書を作成できることとしている。
7. 減免等処理						
7.1. 減免類型マスタ管理						
7.1.1.	減免類型マスタ管理	固定資産税について、減免の類型ごとに減免関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 <減免関連情報> ・ 減免名称 ・ 減免事由 ・ 減免割合 ・ 減免の対象年度 ・ 対象資産（土地、家屋、償却資産） ・ 減免期間				・ 主な減免類型については、システム上にあらかじめ設定されていることも可とする。 ・ 対象年度、減免期間とは、「〇〇までに取得した固定資産について、△△年度分の税額を1/2とする。」との減免があった場合に、「〇〇まで」が対象期間、「△△年度分」が減免期間となる。 減免の類型をマスタとして作成するための機能。
8. 交付						
8.1. 通知書・納付書発行						
8.1.1.	納税通知書等発行	当初賦課処理後または更正処理後に、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正決定通知書（税額更正処理後の場合のみ。）を一括または個別で発行できること。				-

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
8.1.2.	下記の優先順位に基づいて送付先が自動で設定されること。 優先順位①：代理人等情報 優先順位②：納税通知書等送付先情報 ※ただし、償却資産申告書・種類別明細書・申告はがきを送付する場合には、償却資産申告書等送付先情報を優先する。 優先順位③：宛名情報			本要件は、共有者グループにおける各構成員の送付先も対象としている。	納税義務者情報として設定した送付先に係る情報について、優先順位を設けているもの。業務共通の要件としても要件化しているが、償却資産申告書等送付先情報については、固定資産税業務固有のため要件化している。
8.1.3.		納税通知書、課税明細書、納付書及び更正決定通知書（税額更正処理後の場合のみ。）について、それぞれ組み合わせた帳票を作成できること。		各帳票の組み合わせ（納税通知書兼課税明細書とするか、納税通知書兼納付書とするか）や、出力時に帳票を一体化する等の出力方法については、事業者のパッケージに委ねることとする。ただし、印字項目や帳票レイアウトについては、それぞれの帳票の定めに準ずるものとする。	
8.1.4.	共有者への納税通知書等発行 共有者グループに対して、当初賦課処理後または税額更正処理後に、固定資産税の納税通知書、課税明細書、納付書、更正価格決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）、更正賦課決定通知書（税額更正処理後の場合のみ）を、以下の出力設定で、一括または個別で発行できること。 以下の出力設定を、共有者グループごとに設定できること。 <出力設定> ・共有者の代表者に対してのみ、納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正決定通知書を発行 ・共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、更正決定通知書を発行 ・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（共有者の持ち分で按分した税額分）、更正決定通知書を発行 ・共有者全員に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正決定通知書を発行 ・共有者の代表者に対してのみ、納付書（全税額分）を発行し、納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、更正決定通知書を発行 ・納税通知書等発行対象フラグが設定されている者に対して納税通知書、課税明細書、納付書（全税額分）、更正決定通知書を発行				地方団体によっては、共有者グループごとに納税通知書等の発行パターンが異なるため、それぞれ出力設定として要件化している。 「納税通知書等発行対象フラグ」については、共有者管理の機能を参照。
8.1.5.	減免決定通知	減免申請に対する減免決定通知書を一括または個別で発行できること。			
8.1.6.	発送者一覧出力	納税通知書を一括で発行した際に、発送簿が出力できること。			発行した納税通知書の封入番号や対応する送付先住所等を確認するための帳票。
8.1.7.	名寄帳出力		名寄帳をA3サイズの用紙で拡大印刷できること。		
8.1.8.	法務局への通知	法務局宛の評価額決定通知書を作成できること。また、電子データでも出力できること。			
8.1.9.	都道府県への通知	都道府県宛の地方税法第73条の18第3項の規定に基づく取得の事実の通知を出力できること。また、電子データでも出力できること。 また、同法第73条の22の規定に基づき、固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格等の通知を出力できること。また、電子データでも出力できること。		電子データによる出力方式等については、別途都道府県に意見照会の上、事務局で検討する。	
8.2. 証明書発行					
8.2.1.	証明書発行	各種証明書等発行できること。			
8.2.2.		共有物件の証明書発行の際に、どの共有者の氏名で発行できるか選択できること。			共有代表者の氏名だけでなく、共有者の中から印字する氏名を選択するための機能。
9. 調定・統計					
9.1. 調定処理					
9.1.1.	調定処理	当初賦課処理後、又は更正処理後に、調定処理ができること。			調定とは地方団体の歳入を徴収しようとする場合に、当該歳入の内容を調査して収入金額を決定する行為であり、税務システムの標準仕様書において、調定処理と表記する場合は、課税部門で決定した課税情報を内部的な意思決定として収納部門へ連絡する趣旨を含む。 調定処理行った情報は収納管理システムへ連携されるが、頻度等の要件については当該情報を必要としている収納管理システムでの整理を行うこととする。
9.2. 固定資産税関係統計資料					
9.2.1.	統計帳票の作成	以下の国の統計帳票を作成できること。 ・固定資産の価格等に関する概要調査			
9.2.2.	次年度予算見込み作成		次年度予算見込み作成のために、課税シミュレーションができること。		次年度予算見込み資料作成のための機能であり、問合せ時や過年度更正を行う際の確認のための機能、当初賦課処理の前のリハーサルを想定した機能ではない。 次年度予算見込み作成のための課税シミュレーション機能が必要とするか否かは、地方団体によって異なることから、実装してもしなくても良い機能として整理した。
9.2.3.	償却資産に係る特例の対象資産		特例の対象資産については、概要調査の区分ごとに自動集計ができること。また、概要調査の区分ごとに別途計算した額と合計ができること。		概要調査作成のための機能を要件化している。 不要とする地方団体もいるため、実装してもしなくても良い機能として整理した。
10. 履歴・検索・照会					
10.1. 履歴・検索・照会					
10.1.1.	履歴管理	本標準仕様書上で管理（設定・保持・修正）することとしている全ての情報について、履歴を保持できること。			

機能名称	標準仕様書			備考	要件の考え方・理由
	実装すべき機能	実装してもしなくても良い機能	実装しない機能		
10.1.2.	検索対象 土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の情報、納税義務者情報及びそれらの異動履歴について、検索・照会できること。 閉鎖された土地（補充）課税台帳、家屋（補充）課税台帳、償却資産課税台帳上の情報及び納税義務者情報についても検索・照会できること。				窓口や問い合わせへの対応の際に、固定資産税システム上管理している情報を検索するために必要な機能である。
10.1.3.	賦課状況照会画面において、共有者で検索した場合も、その共有者が共有者グループに含まれている固定資産（区分所有を含む。）に紐づく賦課情報を検索することができること。	名寄帳について、更正履歴ごとの賦課情報に基づいて発行できること。			更正処理を行った場合に、更正前後の固定資産税に係る情報を確認するために、更正履歴ごとに名寄帳兼（補充）課税台帳を発行できる機能を「実装してもしなくても良い機能」として要件化している。
11. 都市計画税					
11.1. 都市計画税					
11.1.1.	都市計画税		都市計画税の機能については、固定資産税の機能要件の例によるものとする。		都市計画税の機能については、固定資産税の機能と明確に書き分ける必要がないことが確認できたため、固定資産税の機能要件の例によるものとした。